

法務省^{民二}第700号
民商

平成21年3月17日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

法務省オンライン申請システムに障害が発生したことにより不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請の受信が完了しなかった場合の特別措置について（通達）

不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条第1号及び商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第101条第1項第1号に基いて、電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請（以下「オンライン申請」という。）がされた場合において、法務省オンライン申請システムに障害が発生したことにより当該申請の受信が完了しなかったときの特別措置については、下記のとおりとするので、この旨貴管下職員に周知方取り計らい願います。

記

第1 特別措置の対象となるオンライン申請について

本通達により特別措置を講ずることとなるオンライン申請とは、何らかの原因により当該登記の申請が登記情報システムにおいて受付処理されない状態となった不動産登記及び商業・法人登記の申請のうち、法務省オンライン申請システムの障害（以下「システム障害」という。）により、当該システムで受信が完了しない状態が一定時間以上となったものをいう。

なお、法務省オンライン申請システムで受信されているにもかかわらず、登記情報システム等の障害により受付処理がされないものについては、システム障害解消後に受信日の日付で受付を行うことが可能であるため、特別措置の対象としない。

第2 特別措置の内容について

システム障害が発生した場合において、登記の申請の障害発生当日付けの受付が一定程度確保されるよう特別措置を講ずることとし、システム障害が発生した時期により、オンライン申請の受付時間の延長の措置（以下「時間延長措置」という。）及び法務局ホームページの電子メール機能を用いて不動産登記法第18条に規定する申請情報又は商業登記規則第102条第1項に規定する申請書情報（以下「申請情報」と総称する。）に相当する情報を当該申請に係る物件又は会社若しくは法人の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局にあらかじめ送信することで、当該送信をした日の日付の受付を確保することを可能とする措置（以下「メール仮受措置」という。）を適時講ずることとする。

なお、メール仮受措置がされた申請の申請情報の提供については、不動産登記法第18条第2号又は商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条の規定により、申請情報を記載した書面又は申請書（以下「申請情報を記載した書面」と総称する。）を申請情報に相当する情報を添付した電子メールを送信した日の翌々日（翌々日が日曜、土曜、祝日等の行政機関の休日に当たるときはその翌日）までに提出する方法によることとする。ただし、郵送等により申請する場合は、翌日までの消印等がされており、かつ、速達扱いで送付されたものについては、郵便事情等による遅れを考慮することとする。また、メール仮受措置は、事後提出される申請情報についてメール仮受措置の日付で受付をする措置を講ずるものであり、メール仮受措置の日付で受付番号を確保し、当該仮申請情報に係る申請情報を記載した書面の提供があった時点で受付を確定するものとする。

第3 システム障害発生時点における特別措置の実施の判断及びその連絡方法について

1 特別措置の実施の判断

システム障害が発生した場合、当局民事第二課長が、特別措置の実施についての判断を行うために必要な一定程度の待機時間を経て、特別措置の内容及びその実施について決定することとする。

2 各登記所への決定事項の連絡方法

当局民事第二課長が上記1により特別措置の内容等（以下「措置事項」とい

う。)を決定したときは、すべての登記所に対し、決定した措置事項を電話連絡等により遅滞なく伝達することとする。

3 申請をする者及びその代理人への決定事項の周知方法

当局民事第二課長が上記1により措置事項を決定したときは、申請をする者及びその代理人に対し、措置事項を決定したこと及び決定した措置事項の具体的な内容を法務局ホームページの「お知らせ」に掲載するとともに、その旨を法務省オンライン申請システムのホームページの「申請システムログイン画面」及び「新着情報」に掲載して周知することとする。

第4 メール仮受措置に係る租税特別措置法第84条の5の適用について

メール仮受措置に基づいて、事後提出される申請については、オンライン申請の場合に適用される租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第84条の5の特別措置については、適用されない。

第5 実施時期及び本件事務取扱いの詳細について

特別措置は、平成21年3月30日から実施することとし、事務取扱いの詳細については、「法務省オンライン申請システムに障害が発生したことにより不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請の受信が完了しなかった場合の特別措置に係る事務処理要領」を別途定める。